

生駒市教育委員会規則第9号

生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月17日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市図書館条例施行規則（昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第5条」に改める。

第9条第2項中「提出して、利用券（様式第2号）の交付を受け、これにより申し込まなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、相当と認めるときは、利用券（様式第2号）を申込者に交付するものとする。ただし、申込者が生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成22年12月生駒市条例第32号）第2条第3号のサービスを受けるための手続を行った場合においては、住民基本台帳カードを利用券とみなし、利用券の交付は行わない。
- 4 図書の貸出しを受けようとする者は、利用券又は住民基本台帳カードを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。